

東京都公報

発行
東京都

目次

規則

○東京都指名業者選定委員会規則の一部を改正する規則……………（財務局経理部契約第一課）…一

○東京都建築基準法施行細則の一部を改正する規則……………（都市整備局市街地建築部調整課）…二

告示

○市街地再開発組合の事業計画の変更認可……………（都市整備局市街地整備部再開発課）…七

○市街地再開発組合の設立認可……………（同）…七

○建築基準法による一団地の区域……………（都市整備局市街地建築部建築指導課）…八

○土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……………（環境局環境改善部化学物質対策課）…八

公告

○開発行為に関する工事完了……………（都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課）…九

○土地収用法による収用の裁決手続開始……………（東京都収用委員会）…九

規則

東京都指名業者選定委員会規則の一部を改正する規則を公布する。

平成三十一年一月十一日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第一号

東京都指名業者選定委員会規則の一部を改正する規則

東京都指名業者選定委員会規則（昭和三十九年東京都規則第四百十号）の一部を次のように改正する。

第二条中「昭和三十九年四月東京都規則第二百二十五号」を「昭和三十九年東京都規則第二百二十五号」に、「審議」を「及び審議」に改める。

第三条第一項の表を次のように改める。

委員長	財務局経理部長
委員	財務局契約調整担当部長

財務局経理部契約第一課長
財務局経理部検収課長

財務局経理部契約調整担当課長
財務局経理部契約調整技術担当課長
財務局経理部電子調達担当課長

工事担当局部契約主管課長又は工事主管課長のうち、財務局経理部長が適当と認める者

第三条第二項中「財務局長」を「財務局経理部長」に改める。

第五条の見出しを「（調査及び審議の方法）」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、委員長が緊急かつやむを得ないと認めるときは、関係委員を招集せず、書類の回議により調査及び審議を行うことができる。

第七条を次のように改める。

（選定基準）

第七条 委員会において、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の十一第二項の規定により知事が定めた資格を有する者のうちから指名競争入札に参加させようとする者を選定する場合の基準は、財務局長が別に定める。

第八条を削り、第九条を第八条とする。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

東京都建築基準法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

平成三十一年一月十一日

東京都知事 小池百合子

●東京都規則第二号

東京都建築基準法施行細則の一部を改正する規則

東京都建築基準法施行細則(昭和二十五年東京都規則第百九十四号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「第十三条第七項及び第九項」を「第十三条第八項及び第十項」に改める。

第五条の二中「第八十七条の二」を「第八十七条の四」に改める。

第十一条第二項中「定期調査報告書」の下に「及び別記第四号様式の二による定期調査報告概要書」を加え、同条第四項中「別記第四号様式の二」を「別記第四号様式の三」に改め、同条第六項中「別記第四号様式之三」を「別記第四号様式之四」に改める。

第十三条第二項中「となる特定建築設備等」の下に「(令第十六条第三項第二号及び前条第二号に定める防火設備を除く。)」を加え、「この項」を「この条」に改め、同条第九項中「第七項」を「第八項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第八項中「及び第三項」を「から第四項まで」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項中「別記第四号様式之二」を「別記第四号様式之三」に改め、同項を同条第八項とし、同条中第六項を第七項とし、第五項を第六項とし、同条第四項中「第九項」を「第十項」に、「前二項」を「前三項」に改め、「検査済証」の下に「(以下この条において「検査済証」という。)」を加え、同項を同条第五項とし、同条第三項中「前項」を「第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 法第十二条第三項の規定により報告の対象となる特定建築設備等のうち、令第十六条第三項第二号及び前条第二号に定める防火設備に係る規則第六条第一項の規定により定める報告の時期は、次の表の(イ)欄に掲げる用途ごとに、当該防火設備に係る検査済証の交付を受けた日の属する年度の翌年度以降でそれぞれ同表(ロ)欄に掲げるとおりとする。ただし、やむを得ない理由がある場合には、あらかじめその旨を申し出ることににより、同表(ロ)欄に掲げる時期以外の時期に報告することができるものとする。

	用途 (イ)	報告の時期 (ロ)						
			一	二	三	四	五	六
九	百貨店、マーケット、勝馬投票券発売所、場外車券売場又は物品販売業を営む店舗	毎年四月一日から翌年の一月三十一日まで。ただし、床面積の合計が三千平方メートルを超えるものについては、毎年四月一日から十月三十一日まで						
八	病院、診療所(患者の収容施設があるものに限る。)、令百十五条の三第一号に掲げる児童福祉施設等、学校、体育館、博物館、美術館、図書館、ボーリング場、スキー場、スケート場、水泳場又はスポーツの練習場	毎年四月一日から翌年の一月三十一日まで						
七	展示場、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、待合、料理店、飲食店又は事務所その他これに類するもの	毎年四月一日から翌年の一月三十一日まで						
六	下宿、共同住宅又は寄宿舎	毎年四月一日から九月三十日まで						
五	第十條第二項の表十の項に掲げる建築物	毎年四月一日から十一月三十日まで						
四	第十條第二項の表十二の項に掲げる建築物	毎年四月一日から翌年の一月三十一日まで						
三	旅館又はホテル	毎年四月一日から十一月三十日まで。ただし、床面積の合計が二千平方メートルを超えるもので三階以上の階にあるものについては、毎年四月一日から十月三十一日まで						
二	劇場、映画館、演芸場、観覧場(屋外観覧場を除く。)、公会堂又は集会場	毎年四月一日から十月三十一日まで						
一								

第十三条の三第二項中「規則別記第三十六号の様式」を「別記第四号様式の二」に、「別記第三十六号の様式」を「規則別記第三十六号の様式」に改める。

第十五条の四第二項第一号中「第八十七条の二」を「第八十七条の四」に改める。

別記第四号様式の三を別記第四号様式の四とし、別記第四号様式の二を別記第四号様式の三とし、別記第四号様式の次に次の一様式を加える。

第4号様式の2 (第11条関係)
(第1項)

管理番号
定期調査報告書
(第一回)

調査等の概要	
【1】 所有者	
【イ】 氏名のフリガナ	
【ロ】 氏名	
【ハ】 郵便番号	
【ニ】 住所	
【2】 管理者	
【イ】 氏名のフリガナ	
【ロ】 氏名	
【ハ】 郵便番号	
【ニ】 住所	
【3】 調査者	
(代表となる調査者)	
【イ】 資格	() 建築士 特定建築物調査員
【ロ】 氏名のフリガナ	() 登録第 号
【ハ】 氏名	() 建築士事務所
【ニ】 勤務先	() 知事登録第 号
【ホ】 郵便番号	
【ヘ】 所在地	
【ト】 電話番号	
【イ】 資格	() 建築士 特定建築物調査員
【ロ】 氏名のフリガナ	() 登録第 号
【ハ】 氏名	
【ニ】 勤務先	() 建築士事務所
【ホ】 郵便番号	
【ヘ】 所在地	
【ト】 電話番号	
【4】 報告対象建築物	
【イ】 所在地	
【ロ】 名称のフリガナ	
【ハ】 名称	
【ニ】 用途	
【5】 調査による指摘の概要	
【イ】 指摘の内容	<input type="checkbox"/> 要是正の指摘あり (<input type="checkbox"/> 要存不連絡) <input type="checkbox"/> 指摘なし
【ロ】 指摘の概要	<input type="checkbox"/> 有 () 年 月 に改善予定) <input type="checkbox"/> 無
【ハ】 改善予定の有無	
【ニ】 その他特記事項	
【6】 調査及び検査の状況	
【イ】 今回の調査	年 月 日実施 <input type="checkbox"/> 未実施 <input type="checkbox"/> 対象外
【ロ】 前回の調査	年 月 日報告 <input type="checkbox"/> 未実施 <input type="checkbox"/> 対象外
【ハ】 防火設備の検査	年 月 日報告 <input type="checkbox"/> 未実施 <input type="checkbox"/> 対象外
【ニ】 建築設備の検査	年 月 日報告 <input type="checkbox"/> 未実施 <input type="checkbox"/> 対象外
【ホ】 昇降機等の検査	年 月 日報告 <input type="checkbox"/> 未実施 <input type="checkbox"/> 対象外

※受付欄

第7号様式 (第15条関係)

(裏面)

【注意】

- 1 ※印のある欄は、記入しないください。
- 2 (4)欄は、当該地域又は地区における建築費及び容積率を記入してください。また、建築物の敷地が2以上の区域、地域又は地区にわたる場合には、それぞれの区域、地域又は地区ごとに建築費及び容積率を記入してください。
- 3 (1)欄は、①から⑩までを含めた建築物全体の床面積を記入してください。
()内には、次の用途に供する部分の床面積を記入してください。
- ① 地階でその天井が地盤面からの高さ1メートル以下にあるものの住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの用途に供する部分
- ② エレベーターの昇降路の部分
- ③ 共同住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの共用の廊下又は階段の用に供する部分
- ④ 自動車庫庫その他の専ら自動車又は自転車等の駐車のための施設 (誘導車路、操車場所及び乗降場を含む。)の用途に供する部分
- ⑤ 専ら防災のために設ける備置倉庫の用途に供する部分
- ⑥ 蓄電池 (床に据え付けるものに限る。)を設ける部分
- ⑦ 自家発電設備を設ける部分
- ⑧ 貯水槽を設ける部分
- ⑨ 宅配ボックス (配達された物品 (荷受人が不在その他の事由により受け取ることができないものに限る。)の一時保管のための荷受箱をいう。)を設ける部分
- ⑩ 住宅の用途に供する部分
- ⑪ 老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分
- 4 (1)欄⑩は、容積率の算定の基礎となる延べ面積 (各階の床面積の合計から①に記入した床面積 (この面積が敷地内の建築物の住宅及び老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの用途に供する部分 (エレベーターの昇降路の部分又は共同住宅若しくは老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの共用の廊下若しくは階段の用に供する部分を除く。))の床面積の合計の3分の1を超える場合においては、敷地内の建築物の住宅及び老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの用途に供する部分 (エレベーターの昇降路の部分又は共同住宅若しくは老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの共用の廊下若しくは階段の用に供する部分を除く。))の床面積の合計の3分の1の面積が、次のアからカまでに掲げる建築物の部分の区分に応じ、敷地内の建築物の各階の床面積の合計にそれぞれアからカまでに定める割合を乗じて得た面積を超える場合においては、敷地内の建築物の各階の床面積の合計にそれぞれアからカまでに定める割合を乗じて得た面積)を除いた面積)を記入してください。
- ア 自動車庫庫その他の専ら自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設 (誘導車路、操車場所及び乗降場を含む。)の用途に供する部分 5分の1
- イ 専ら防災のために設ける備置倉庫の用途に供する部分 50分の1
- ウ 蓄電池 (床に据え付けるものに限る。)を設ける部分 50分の1
- エ 自家発電設備を設ける部分 100分の1
- オ 貯水槽を設ける部分 100分の1
- カ 宅配ボックス (配達された物品 (荷受人が不在その他の事由により受け取ることができないものに限る。)の一時保管のための荷受箱をいう。)を設ける部分 100分の1
- 5 申請者の氏名 (法人の場合にあつては、代表者の氏名)を自署で行う場合において、捺印を省略できます。

(日本工業規格A列4番)

別記第7号様式「権利別」や「権利等」

【注意】 1 承諾書の「権利別」欄は、土地の所有者及びその土地又はその土地の建築物若しくは工作物について該当する権利をそれぞれ記入してください。

2 図面中に、地番、権利別及び氏名をそれぞれ記入してください。」

【注意】 1 承諾書の「権利等」欄は、土地の所有者及びその土地又はその土地の建築物若しくは工作物について該当する権利をそれぞれ記入してください。また、承諾の相手方が、建築基準法施行令第144条の4第1項及び第2項に規定する基準に適合するように管理する者の場合は、「管理者」と記入してください。

2 図面中に、地番、権利等及び氏名をそれぞれ記入してください。」

ぬる。

別記第21号様式「年 月 日 報告」

「(建築物) 年 月 日 報告」

「(防火設備) 年 月 日 報告」

別記第22号様式「年 月 日 報告」

第22号様式 (第15条の2関係)

(表面)

認定申請書		申請書	
建設業建築安全条例第303号 平成15年国土交通省告示第303号	建築基準法第11条第1項第1号の規定により認定を受けたので、下記のとおり申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。	申請者住所氏名 () 電話 ()	年月日
東京都知事 殿		申請者住所氏名 () 電話 ()	
(1) 建築主の住所及び氏名	電話 ()	記	
(2) 代理者の住所及び氏名	電話 ()	[法人にあつては、その事務所の所在地、名称及び代表者の氏名]	
(3) 敷地の地名			
(4) 地域・地区			
(5) 建築物の主要用途	申請部分 (6) 建築物の敷数	棟計 (7) 最高の高さ	m
(8) 敷地面積	m ²	m ²	%
(9) 建築面積	m ²	m ²	%
(10) 延べ面積	m ²	m ²	%
(11) 敷地面積に対する割合		(12) 敷地面積に対する割合の限度	
①	()	()	()
②	()	()	()
③	()	()	()
④	()	()	()
⑤	()	()	()
⑥	()	()	()
⑦	()	()	()
⑧	()	()	()
⑨	()	()	()
⑩	()	()	()
⑪	()	()	()
⑫	()	()	()
(13) 備考			
※受付欄	都	区	役所
		建築指導事務所	支庁
			庁
			※認定番号欄
			年月日
			第号

(日本工業規格 A 列 4 番)

第22号様式 (第15条の2関係)

(裏面)

(注意)

1 ※印のある欄は、記入しないでください。

2 (4)欄は、当該地域又は地区における建築率及び容積率も記入してください。また、建築物の敷地が2以上の区域、地域又は地区にわたる場合には、それぞれの区域、地域又は地区ごとに建築率及び容積率を記入してください。

3 (4)欄は、①から⑫までを含めた建築物全体の床面積を記入してください。

① 地階でその天井が地盤面からの高さ1メートル以下にあるものの住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの用途に供する部分

② エレベーターの昇降路の部分

③ 共同住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの共用の廊下又は階段の用に供する部分

④ 自動車車庫その他の専ら自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設 (誘導車路、操車場所及び乗降場を含む。) の用途に供する部分

⑤ 専ら防災のために設ける備蓄倉庫の用途に供する部分

⑥ 蓄電池 (床に据え付けるものに限る。) を設ける部分

⑦ 自家発電設備を設ける部分

⑧ 貯水槽を設ける部分

⑨ 宅配ボックス (配達された物品 (荷受人が不在その他の事由により受け取ることができないものに限る。) の一時保管のための荷受箱をいう。) を設ける部分

⑩ 住宅の用途に供する部分

⑪ 老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの用途に供する部分

⑫ ⑩欄⑫は、容積率の算定の基礎となる延べ面積 (各階の床面積の合計から⑩に記入した床面積 (この面積が敷地内の建築物の住宅及び老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの用途に供する部分 (エレベーターの昇降路の部分又は共同住宅若しくは老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの共用の廊下若しくは階段の用に供する部分を除く。) の床面積の合計の3分の1を超える場合は、敷地内の建築物の住宅及び老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの用途に供する部分 (エレベーターの昇降路の部分又は共同住宅若しくは老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの共用の廊下若しくは階段の用に供する部分を除く。) の床面積の合計の3分の1の面積)、②及び③に記入した床面積並びにアからカまでに記入した床面積 (これらの面積が、次の④から⑫までに掲げる建築物の部分の区分に応じ、敷地内の建築物の各階の床面積の合計において、敷地内の建築物の各階の床面積の合計にそれぞれアからカまでに定める割合を乗じて得た面積) を除いた面積) を記入してください。

ア 自動車車庫その他の専ら自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設 (誘導車路、操車場所及び乗降場を含む。) の用途に供する部分 5分の1

イ 専ら防災のために設ける備蓄倉庫の用途に供する部分 50分の1

ウ 蓄電池 (床に据え付けるものに限る。) を設ける部分 50分の1

エ 自家発電設備を設ける部分 100分の1

オ 貯水槽を設ける部分 100分の1

カ 宅配ボックス (配達された物品 (荷受人が不在その他の事由により受け取ることができないものに限る。) の一時保管のための荷受箱をいう。) を設ける部分 100分の1

5 申請者の氏名 (法人の場合にあつては、代表者の氏名) を自署で行う場合においては、押印を省略できます。

(日本工業規格 A 列 4 番)

別記第二十二号様式の十及び第二十二号様式の十一中「**ホ**」を「**ケ**」に、「**ケ**」を「**ハ**」に改める。

附則

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第十一条及び第十三条の三第二項の改正規定並びに別記第四号様式の三を別記第四号様式の四とし、別記第四号様式の二を別記第四号様式の三とし、別記第四号様式の次に一様式を加える改正規定 平成三十一年四月一日

二 第二条第一項及び第十三条の改正規定 平成三十一年六月一日

三 第五条の二及び第十五条の四第二項第一号の改正規定 建築基準法の一部を改正する法律（平成三十年法律第六十七号）の施行の日

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都建築基準法施行細則別記第七号様式、第九号様式、第二十一号様式の六、第二十二号様式、第二十二号様式の十及び第二十二号様式の十一による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

告示

●東京都告示第二十八号

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第三十八条第一項の規定に基づき日本橋二丁目地区市街地再開発組合の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第十九条第一項の規定により、次のように告示する。

平成三十一年一月十一日

東京都知事 小 池 百合子

一 組合の名称

日本橋二丁目地区市街地再開発組合

二 事業施行期間

平成二十五年四月十二日から平成三十二年三月三十一日まで

三 施行地区

中央区日本橋二丁目地内

四 事務所の所在地及び設立認可の年月日

中央区日本橋二丁目五番一号

平成二十五年四月十二日

五 事業計画の変更の認可の年月日

平成三十一年一月十一日

●東京都告示第二十九号

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第十一条第一項の規定に基づき東京駅前八重洲一丁目東B地区市街地再開発組合の設立を認可したので、同法第十九条第一項の規定により、次のように告示する。

平成三十一年一月十一日

東京都知事 小 池 百合子

一 組合の名称

東京駅前八重洲一丁目東B地区市街地再開発組合

二 事業施行期間

平成三十一年一月十一日から平成三十八年三月三十一日まで

三 施行地区

中央区八重洲一丁目地内

四 事務所の所在地

中央区八重洲一丁目七番十三号

五 設立認可の年月日

平成三十一年一月十一日

六 事業年度

四月一日から翌年三月三十一日まで

七 公告の方法

事務所の掲示板に掲示し、特に必要があるときは官報に掲載してこれを行う。

八 権利変換を希望しない旨の申出をすることができる期限

平成三十一年二月九日

●東京都告示第三十号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第八十六条第一項の規定による認定をしたので、同条第八項の規定により一団地の区域等を次のとおり告示し、縦覧に供する。

平成三十一年一月十一日

東京都知事 小 池 百合子

一 対象区域の地名地番及び認定年月日

対象区域の地名地番 認定年月日

港区赤坂九丁目百四十二番十、百五十一番、百五十五番一及び百五十八番一
平成三十年十二月二十六日

二 認定計画書の縦覧場所

東京都都市整備局市街地建築部建築指導課（東京都庁第二本庁舎三階中央）

●東京都告示第三十一号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成三十一年一月十一日

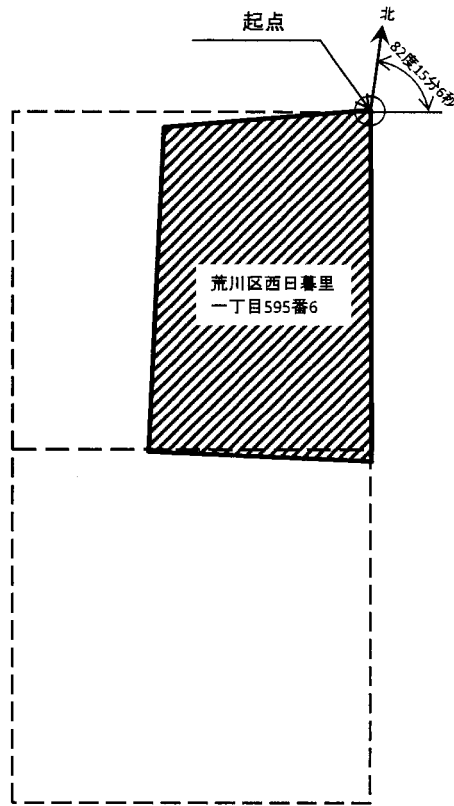
東京都知事 小 池 百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（荒川区西日暮里一丁目地内）

二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 六価クロム化合物、シアン化合物並びにほう素及びその化合物

別図

【起点】
起点は、荒川区西日暮里一丁目595番6の最北端とする。



【凡例】

- 筆境界
- ▨ 形質変更時要届出区域
- - - 単位区画

【格子の回転角度(82度15分6秒)】

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として右回りに回転させた角度を示す。

公 告

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成三十一年一月十一日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

開発区域又は工区に含まれる地域の名称
許可を受けた者の住所及び氏名

あきる野市秋留五丁目十番二
あきる野市野辺四百六十五番地一

株式会社アイ・シー・エス
代表取締役 井草 誠

一 武蔵村山市神明四丁目百八番
武蔵野市境二丁目二番二号
株式会社飯田産業
代表取締役 兼井 雅史

青梅市長淵一丁目三十三番四、福生市加美平二丁目十四番三十三番一の一部、同番十三、同番十四の一部、四十一番三、株式会社山一建設
四十三番一、五十一番一、同
代表取締役 山野井 優
番二及び同番六

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、次のとおり収用の裁決手続の開始を決定したので、公告する。

平成31年1月11日

東京都収用委員会

会長 池田 眞朗

1 起業者の名称 東京都

	<p>2 事業の種類 東京都市計画道路事業補助線街路第73号線</p> <p>3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等</p> <p>4 土地所有者の氏名及び住所</p> <p>5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類</p> <p>6 裁決手続開始決定年月日 平成30年12月7日</p>
--	---

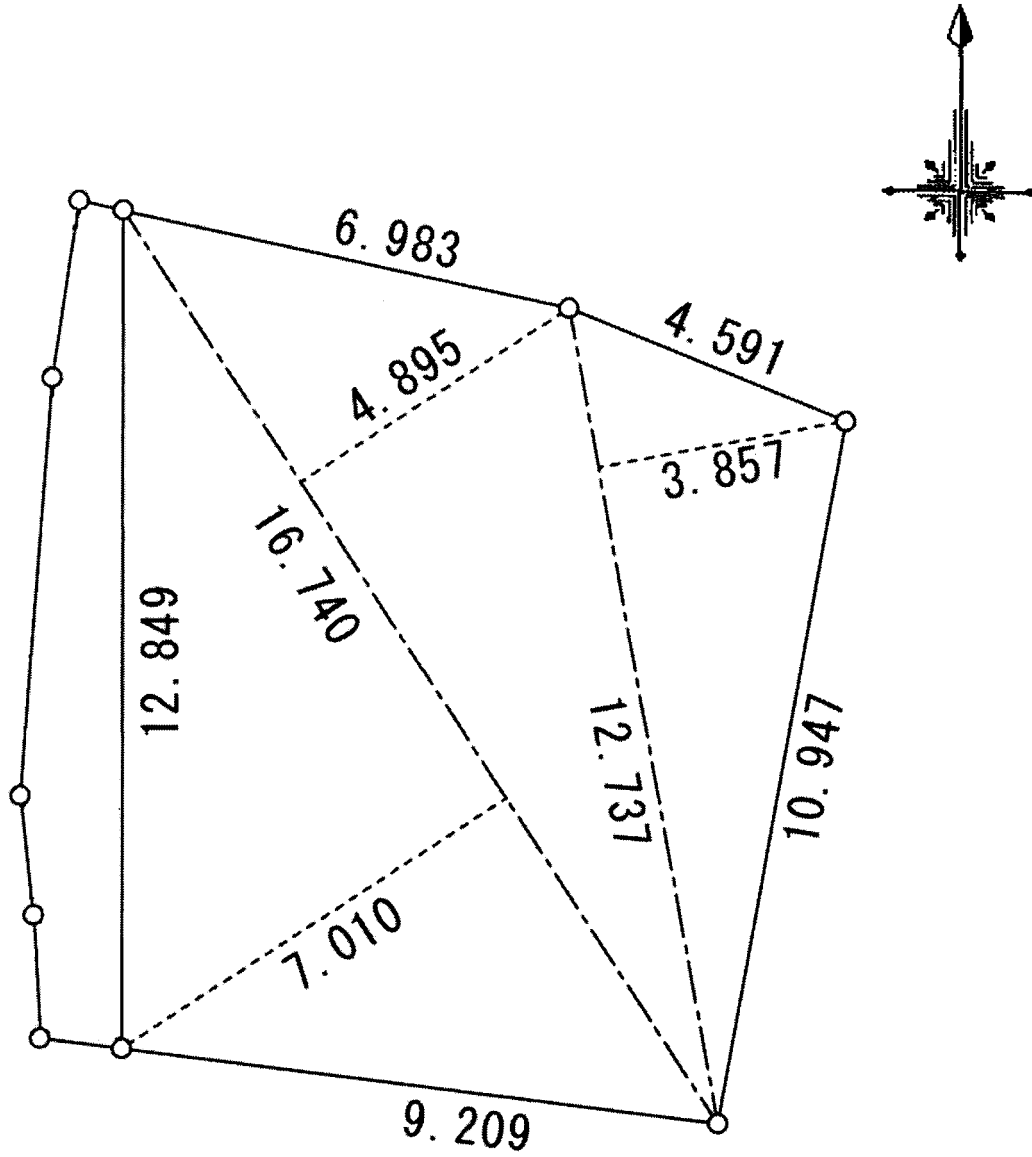
別記のとおり

別記

裁決手続の開始を決定した土地						土地所有者		土地に関して権利を有する関係人			備考
所在	地番	地目	登記簿上の地積	実測地積	取用しようとする土地の面積	氏名	住所	氏名	住所	権利の種類	
東京都北区十条仲原一丁目	9番19	宅地	140.22	140.21	124.20	飯田縁	東京都北区十条仲原一丁目8番8号	濱野兼吉	東京都練馬区石神井町八丁目49番3号	借地権	別図1のとおり
	9番32	宅地	2.23	2.23	2.11						別図2のとおり

別 図 1

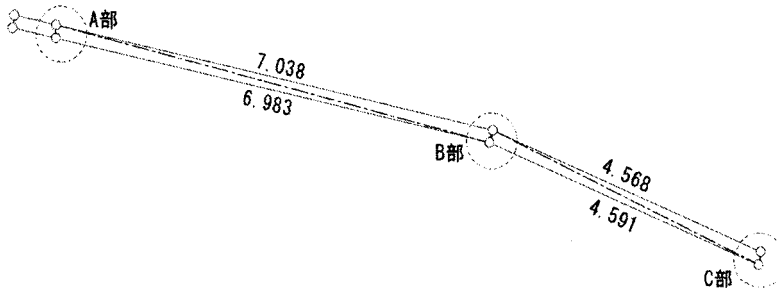
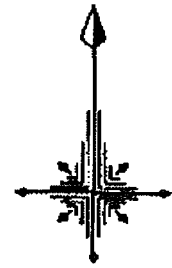
裁決手続の開始を決定した土地
東京都北区十条仲原一丁目9番19のうち
124.20平方メートル



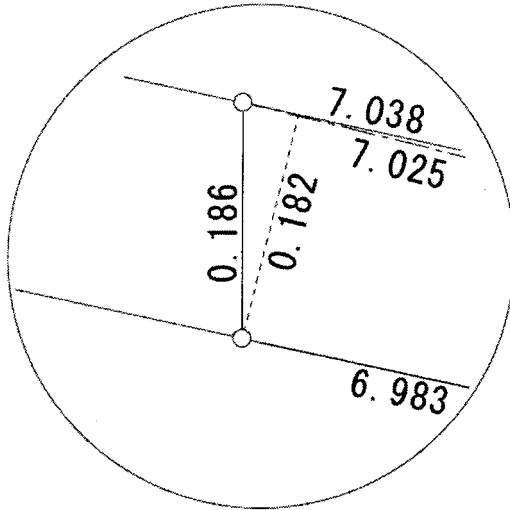
単位：メートル

別 図 2

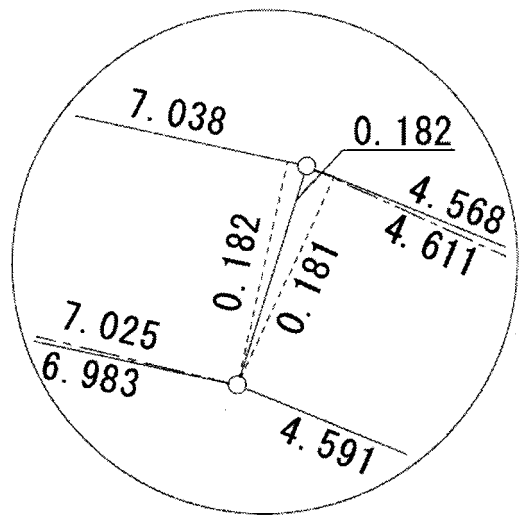
裁決手続の開始を決定した土地
東京都北区十条仲原一丁目9番32のうち
2.11平方メートル



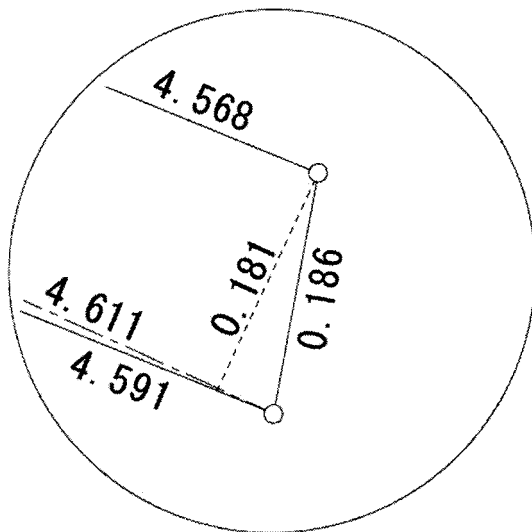
A部 拡大図



B部 拡大図



C部 拡大図



単位：メートル

発行 東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一
電話 〇三(五三二)一〇一一(代)

郵便番号 163-8001

定価 本号 三〇円
一箇月 六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所 勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七号
電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号 113-0001